

次に、議席12番、内海和子君。

〔12番 内海和子君登壇〕

○12番（内海和子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問いたします。

8月の日本各地での豪雨では、多くの方々が被災され、特に広島県での土砂災害の報道には心が痛みます。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、橋本新町政も7月の機構改革を終え、町広報紙などのリニューアルに見るように、住民にとってわかりやすい町政となっています。また、町長を初め町職員たちがそろいのポロシャツで執務している姿には、爽やかさと頼もしさを感じられます。どうぞ町民の期待を損なうことのないよう、境町民のため、境丸のこれからの航海の無事をお願いいたします。

それでは、質問に移ります。第1の質問は防災についてです。さきにも述べましたが、広島県での土砂災害を見るにつけ、我が境町の防災施策はいかがかと改めて確認したくなりました。町民の命と財産を守るのは行政の役割でもあります。対岸の火事と傍観しているわけにはいきません。そこで、第1の質問は、新しいハザードマップが全戸配布されたが、住民の洪水に対しての認識が高まったとは思えない。周知徹底のためにどのような策を考えているのかということです。

過日防災のリーダー研修では、群馬大学の片田教授監修の動くハザードマップを拝見いたしました。それによると、何もしない場合は古河市で5,000人、境町で3,000人の人的被害が出るとあります。しかし、対策することによってゼロにすることは可能だと片田教授は言われています。しかしながら、住民のほとんどの方は、かつての洪水などあり得ないと考えています。堤防も高くなっているし、各所で護岸工事がされているしということでしょうが、地球温暖化に起因していると思われる異常気象は、想定外の災害をもたらしています。記憶に新しい京都嵐山の洪水などは本当に考えられなかったことではないでしょうか。広島県の土砂災害ではハザードマップもあり、危険地域の指定もあったにもかかわらず、ほとんどの住民が何も知らなかったと報道されています。もしもう少し情報があったら、少なくとも命だけは助かったような気もいたします。

当町では2011年の東日本大震災後、2カ年をかけてようやく新しいハザードマップがこの4月に完成し、全戸配布されています。「みんなの命を守るために」と題された境町の洪水ハザードマップです。パブリックコメントや議会の意見も入れて作成したもので、以前のマップよりは格段にわかりやすくなっています。このほかに境町地域防災計画もリニューアルされ、町の防災対策は一段と高まったと考えます。意見を取りまとめ、作成された職員の皆様には感謝申し上げますところでございます。あのハザードマップの説明など、各地域で行うと言っておりますけれども、どのようになされているのか、お伺いいたします。きのうの町長の施政方針の中で少し回答はいただいたと思いますが、係の方からお願いいたします。。

避難困難者、お年寄りとか身障者などのことですけれども。に対しての周知徹底は図られているのかということです。個人情報の問題で地域の区長さんでも、なかなか身近に誰が身障者でお年寄りが

どこにいるのかなど、把握できていないこともあります。災害のとき、すぐに避難できるようにするためにどのように考えているのか、お聞きします。

また、小さな町内の防災対策はどのように考えているのかということです。世帯数の少ない町内では防災組織をつくるにしても、中堅どころの人材がいません。おひとり暮らしや女性だけの世帯もあります。このようなところでの防災組織をどう構築していくのか、お聞きします。

2点目といたしましては、いじめ対策についてです。昨年6月に国ではいじめ防止対策推進法を制定いたしました。これはいじめの定義を、児童生徒に対して、児童生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為として、インターネットを通じて行われるものも含むとしています。第1条には、いじめは教育を受ける児童生徒の権利を奪い、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命も危険にするので、各自治体の責務やいじめ対策の推進のために制定するとあります。この中で、学校の責務や学校の教職員の責務など、計画するよう書かれていますが、当町ではどのような計画があるのか、防止対策の計画の有無とその内容をお聞きします。また、参考までには、当町はいじめと思われる件数とその内容についてお聞きします。

以上、2項目、5点につきまして、執行部の誠実なお答えをお願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

町民生活部長、お願いいたします。

〔町民生活部長 忍田 博君登壇〕

○町民生活部長（忍田 博君） ただいまの内海議員さんの新しいハザードマップが全戸配付されたが、住民の洪水に対する意識が高まったとは思えない。周知徹底するにはどのような策を考えているのかとのご質問にお答えをいたしたいと思います。

ご指摘のハザードマップにつきましては、利根川が大雨等により破堤、氾濫した場合を想定しまして、危険となる箇所や水位、避難する場所を地図上に示したものでございまして、事前に危険な状態を住民の皆様には知らせることによりまして、自主的な避難やふだんからの備えの強化に活用していただくことを目的としまして作成をいたしまして、本年の5月に各行政区の区長さんを通じまして、各戸に配布をいたしたところでございます。

また、このハザードマップを活用していただくための町の取り組みといたしましては、昨日の町長の町政報告でも申し上げましたように、まず利根川沿線の13の行政区を対象に、利根川が決壊した場合を想定しまして、このハザードマップを用いながら、国土交通省より、利根川上流河川事務所ですか、こちらから委託を受けまして、群馬県の広域首都圏防災研究センターのほうで作成されまして、このシミュレーションDV等を用いながら、防災講習会を実施していく中で、さらに防災意識が高まるよう、現在各行政区の区長さんと協議を進めているところでございますので、ご理解のほどいただきたいと、よろしく願いたします。

次に、避難困難者に対しての周知徹底は図られているかとのご質問にお答えをいたします。災害時

におきます避難困難者対策につきましては、東日本大震災以降、国の災害対策基本法の改正に伴いまして、災害時要援護者の把握の支援のため名簿の作成を行うこととされておりますことから、現在関係課におきまして、民生委員協議会の皆様のご協力を得ながら、実態調査や名簿の作成を進めているところでございますので、今後におきましては関係機関と連携をとりながら、避難計画にこれらを盛り込むなどしまして、支援体制の強化と周知徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、小さな町内の防災対策はどのように考えているかのご質問にお答えをいたします。議員さんご指摘のように、小さな行政区ですか、ございますが、現在町内には50軒に満たない小さい行政区が9行政区ほどございます。先ほどの災害時要支援者対策等を考えますと、民生委員さんの協力などを得ながら進めているところもございますので、民生委員さんが選出をされている行政区、例えば小さい行政区という中で、そういう中で、そういう幾つかの行政区の合わせた方で防災組織をつくりながら、災害対策の強化を図っていくというようなことも考えられることとございますので、この行政区の皆様や消防団等、あるいは関係機関との協議を重ねていきながら、ご意見等を伺いながら、地域に即した体制がとれるよう努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） このハザードマップについては、私も何回か質問いたしまして、きのうの町長の町政報告でもほぼお答えいただいたものはありますけれども、しかしながら、それでもこのマップをやはり配布しただけではなくて、ちゃんと説明していただかなければと思っておりましたので、今お答えいただきますと、区長を交えてそうした防災会議ですか、することになっているということとございますので、ぜひ早急にしていただきたいなと思っております。

それから、困難者ということで、これも名簿を作成中、これも前回もお答えいただいたと思っております、民生員さんの協力を得てやっていくということでしたけれども。これもやはり至急やっていただければありがたいかなと思っております。それと、その区長さんでもわからないことありまして、そこは地域の区長さん、あるいはもし防災のリーダーがいれば、その方にお知らせするくらいのことはいただけるのかなと、その名簿が作成されたとき。かなということが1点、ちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

福祉部長、お願いします。

○福祉部長（塚原栄一君） それでは、私から、高齢者及び障害者の福祉、援護という立場からお答え申し上げたいと思っております。

災害時の要援護者に対する対応でございますけれども、災害対策基本法の改正によりまして、市町村に、先ほど議員さんもおっしゃられるように、避難行動要援護者の名簿作成が義務づけられましたことから、現在高齢者や障害者などのリストアップをした方々を対象に名簿を整備しているところでございます。また、災害時には個人情報提供の、今までは、災害対策基本法の改正前には、個人情報ということで、ご本人の同意がなくては情報の提供ができないというふうな縛りがございましたけれども、災害対策法の改正によりまして、同意の有無に関係なく、関係機関にそういった個人情報が提供できるようになりましたけれども、やはり避難対策につきましては、地域との共同作業というふうなことでございますので、今後も引き続きまして、個人情報提供の同意を得て、地域支援者に提供できるように、平常時からの見守りを含めた台帳登録の働きかけを今現在も行っているところでございます。

したがって、その要援護者を支援する方、これからは要援護者の名簿をリストアップをして、要援護者の名簿ができました後に、そういった方々の支援者を、今後台帳を作成する作業が残っております。そういった方には、当然そういった援護者の個人情報については改めまして行政、あるいは自主防災組織という組織がございましたら、そちらのほうから提供するというふうなことで、今災害対策基本法の改正によりまして、そういったシステムがつくられておりますので、そういったことも含めまして、個人情報の提供につきましては、その改正法に基づいて今後行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 今のお答えですと、その個人情報があるとはいっても、緊急のときには開示して対策できるということに受け取りました。そうしますと、その要支援の方を支援するというとあれですが、そういう組織もつくるのですか、それとも防災のリーダーの中で、そこを誰か担当者を決めておくという意味でしょうか。これは例えば小さい町内ですと、なかなか防災組織がないので、非常に気になる場所なのです。この小さい町内を合併してつくれば良いと思いますけれども、その町の人たちだけでやるとしますと、なかなか難しいことがありますので、こういう合同で安全のためにやりましょうというときは、やはり行政主導で行ってしまっているのではないかと私は思っています。行政主導で、例えばこの民生委員の範囲があります。ここで私の町ですと、本船町と下仲と坂花ですか、何か3つ、たしかあったと思います。上仲かもしれません、あったと思うのですけれども。その3つが一緒になって防災組織なりをつくと、その防災のための。そこをやっていただけるというのです。

これは個人的に、私も区長のとき実は声かけて何かやりましょうというぐあいには言ってみたのですが、ちょっとなかなか乗ってくれないというものがありましたので、これはやはり行政主導で、住

民の安全のためという名目で何らかの形で声をかけていただいて、簡単に言えば、区長さん方に声をかけていただいてそういう組織をつくるような形、あるいはそういう組織、どこかに依存するか、どういう形かちょっとわかりませんが。そういうのを協議していただければありがたいなと思いますので、その辺のところを、小さい町内のこと、どうなのか。それから要支援の支援の組織をつくるのか、そこをちょっとお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） 内海議員さんの質問にお答えさせていただきます。

小さな行政区、または要支援者の支援ということでございますが、ご指摘のように小さな行政区ですと高齢者の方が多く、防災組織の役員になる方が少ない、または要支援者の支援ができないのではというようなさまざまな課題があることも事実であります。しかしながら、過去の災害からも自助、共助の役割が重要であり、地域の住民が自分たちの地域は自分で守るという連帯感に基づき、自主的に防災組織を結成していくという意識を持ってもらうことが非常に重要だと考えております。そのために支援をさせていただくということで取り組んでまいりたいと思います。

自主防災組織をつくるに当たりましては、何から手をつければいいのかというようなことをよく聞かれますが、活動が役員さんの大きな負担にならないよう工夫をいたしまして、それぞれの地域や行政区の状況に応じて柔軟に対応していくことが必要であると考えておりますので、要支援者対策、これも民生委員さん、また地域の役員さん、消防役員等と協議を経て、まずは住民の方の意識を高めるということが大事だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 自助、公助という考えはわかるのですけれども、自助は公的なものがちゃんと整った上でももちろん自分で対処しなければいけませんけれども、共助というのは、やはり隣近所のこのコミュニケーションなんかにかかわりますので、そのところを今ちょっと答えが明確でなかったかなと思うのですけれども、行政主導で組織をつくるようにしていただけるのかどうか、そこをもう一度お聞きいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） 内海議員さんのご質問にお答えします。

行政主導ということで防災組織ですか、つくるようにというご意見でございますが、そういうことでまずは意識を高めるということで、利根川沿線の行政区を対象に防災講習会等を実施した中で、そういうことも検討に踏まえて、いろいろと協議をさせていただいて、一方的に町のほうから締めつけ

るとか、そういうことではなくて、お互いに協力をしながら、連携を図って組織をつくることが一番重要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（関 稔君） それでは、関連してありますので、町長のほうから追加答弁をお願いします。

○町長（橋本正裕君） それでは、内海議員さんの質問に対して、ちょっと補足をさせていただきます。

今ちょっとハザートマップだとか、それから防災減災、さまざまな問題について、ちょっと施策的に狭い部分に今質問がいつてしまっていると思うのです。町としましてはやはりまだ道半ばというか、まだ本当に10割であれば2割ぐらいの段階でありまして、ちょうどハザードマップも今あったものを少し改善をさせていただきましたが、あれは全然完璧だと思ひておりません。そして、議員の皆さんも出席していただきましたが、片田教授の講演会の中、それから近隣の五霞、古河、坂東、それと建設業協会の県の境支部との災害協定なども結びました。そういった中でやはり一番何が重要かというところ、やはりこれは議員さんもお承知のとおり、逃げるということを徹底していかなくてはならないということを学んだかと思うのです。

実際に、この間も三重県の四日市なんかでは、豪雨のときに20万人とかの避難命令が出ていました。しかし、実際に避難した方は700人とかなわけです。だから行政主導で幾ら危機をあおっても、なかなかそこに賛同していただけない、それが逆に片田教授の提唱する釜石で起きたあの子供たちからしつかりとそういう教育をしていく、防災減災教育をしていく、それが今後の、時間はちょっと、本当は早急に今ゲリラ豪雨もすごいですし、この間の広島ではないですけども、夜のそういった豪雨もすごいで、早急に対応しなくてはならないのですが、やはりそういう早急な対応とは別に、子供のうちから、そういうところにかつ利根川は切れるかもしれないと、そういう話をきっちりとしていく、そしてそういったものを、いや、切れないだろではなくて、植えつけていく。そして、逃げるのにはどこに逃げたらいいか、そういったことをきちんと精査をして、うちのほうでは今考えているところでありまますので、ご理解をいただきたいと思ひております。

なお、そういったハード面に対しましては、実際に境町の役場なんかは、これ5階建てでありますけれども、動力源が地下にあつたりとか、実際にそういう洪水になつたときには、潜つてしまつて全然使えないということもあり得ますので、今後はハザードマップ見ていただいてもわかるとおり、坂東市ないし、それから古河市の三和、三和というか、砂井よりも北側です。ああいった地域のほうがやはり水が来ないというのがございますので、そういった部分も、近隣市町村とも協議をしながらしっかりとやっていきたいと思ひております。

また、そういった際にやはりそういう避難困難者とか、小さい行政区。そういったところについては小まめな防災講演会、小まめな指導をしていくことによって、本当に逃げなくてはならないのだというところから始まつて、ではボートを用意するとか、そういったところまでしつかりケアができるような、そういう防災行政をやっていきたいと思ひておりますので、こちらもすぐにまだでき

ていなくて申しわけないのですが、ご理解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 取り組みはとてもよくわかりましたので、ぜひその方向で進んでいただければなと思います。そのときに今の防災リーダーの組織があるところは、多分区長さんあたりがリーダーになっているのではないかと思うのですけれども、なかなか区長さんあたりですと、年配の方も多いので、本当は中堅どころの働ける方といいますか、あるいは消防団の経験の方とか、そういう何かあったらすわっと何かできる、そういう人を選んでリーダーとしていただけたらなと思うのです、なかなかちょっと難しいかもしれないのですけれども。そうしないと、実際には何か動かないのではないかなという思いが私はとてもいたしますので、その辺は何ですか、町内にやはり任せているということなのでしょうか、そのリーダーは。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（忍田 博君） ただいまの内海議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問の防災リーダー関係でございますが、町の、先ほども何度も申し上げておるのですが、町内各行政区で協議をしていただけるような区長さんを、行政区ということなものでから区長さんを中心に協議をしていただく中で、議員さんおっしゃるような若い方、そういう年代の各階層、そういうリーダーになっていただける方を選出していただければ、それも一つの方法ということで考えてございますので、ひとつご理解のほどいただきたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） それでは、そういう方向でやっていただきたいと思いますが、この間の広島の影響を見ておりますと、何かとてもその地域にたけた人がいて、この道でなければ絶対だめということで、何かリードした方がいて、助かったというようなことも聞いていますので、やはり何かそういうある程度の知識というか、ある方にぜひしていただきたいなと思います。

それから、これ質問というよりはお願いなのですが、ホームページに、きょう更新されたようですけれども、動くハザードマップが載ったということで、ちょっとまだ私確認していないのですが、古河市のホームページなどは既に載っております、これ個人で時間があるときに、動画になっていますから、見ていただけるといいかなと思います。それと、古河市はもっと、例えば災害の応援の協定いろいろしていると思うのですけれども、町同士でもしていると思いますけれども、民間とでもしているものもありまして、境でもしているのかなと思いますけれども。そういったものの内容を、こういうところではこういう契約をしていますよということをちょっと表示していただける

と、なお私どもも安心ではないかなと思いますので、そんなこともやっていただければなと思っております。

それと、前の課長さんに言われていたのですけれども、町のホームページで、自分が逃げるときにどのぐらい時間がかかるかということで、大丈夫か、大丈夫でないかというシミュレーションができる、何かソフトがあるようなのですけれども、私防災リーダーの研修に、たまたま若い方の研修のときに参加してちょっとやっていただいたことがあるのですけれども、あれが町のホームページに載せてできるという話だったのですけれども、それはどうなっているのでしょうか。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） 内海議員さんのご質問にお答えします。

先ほどの防災DVD、シミュレーションができるものですが、現在町のホームページからも見られるようになってございます。以前はちょっと暫定的ということだったので、ホームページを直接開いていただかないと見られなかったのですが、現在は群馬大学の許可も得ておりますので、シミュレーションが行えるようになっておりますので、住民の方にも使っていただけるものと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 蛇足になるかもしれませんが、それから、避難計画の策定もするというのを、前回私お答えとしていただいたことがあると思うのですが、その避難計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（野村静喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

避難計画につきましては、前の答弁でも申し上げましたように、現在先ほど申し上げましたように、講習会、各行政区を対象にした講習会等々を行いまして、地域に合った実情でつくりたいというふうを考えておりますので、例えば境町ですと、利根川、洪水を考えた場合に、議員さんのお住まいの本船町と下砂井というようなところでは、避難計画が全く異なると思います。下砂井のほうでは浸水が免れるというようなところがございますので、そもそも避難、その自体が変わってくると思いますので、そうした地域の実情に合った計画が策定できるように今後十分検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 質問というわけではありませんけれども、そのように一生懸命やっていた



けているのだなということを感じましたので、ひとつよろしくお願ひいたします。確かに避難計画はその地域、地域で違うと思ひますし、徒歩の場合とか車の場合とか違つたりします。それもこれもみんな多分これからのその懇談の中で、いろいろと地域で煮詰めていくのではないかと思ひますので、ぜひひとつよい策をつくつていただくようお願いして、この質問は終わります。

○議長（関 稔君） これで1項目についての質問は終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 野村美喜男登壇〕

○教育次長（野村美喜男君） それでは、内海議員さんの2項目めのいじめ対策についてのご質問で、昨年、国ではいじめ防止対策推進法を制定し、県などへはいじめ防止の計画書の作成を要求されていると思ひますが、当町ではどのようなになっているかにつきましてお答をいたします。

まず最初に、いじめ防止対策計画の有無とその内容についてでございますが、いじめ防止対策推進法は、平成25年6月に文部科学省から公布され、同年9月に施行されたところであります。それによりますと、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針、いわゆるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針でありますけれども、これを参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求め、また学校に対してはいじめ防止の基本方針、または地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めているところでございます。そこで、町では現在これに基づきまして、いじめ防止基本方針をいじめの防止のための対策を効果的に推進するための基本理念をもとにして策定を進めているところでございます。また、各小中学校におきましては、いじめ防止基本方針の策定でありますけれども、これは小中7校、既に済んでいる状況でございます。

次に、当町はいじめと思われる件数とその内容についてでございますが、いじめの件数につきましては、現在は発生件数ではなくて、いわゆる認知件数に改められまして、いじめを積極的に認知するということが最も重要とされております。本年5月に実施されました平成25年度の小中学校問題行動調査によりますと、町内の小学校におけるいじめの認知件数は15件であります。これらは担当教師、養護教員が発見したものでございます。また、中学校でのいじめの認知件数は4件、本人からの訴えによるものとなっております。

いじめの内容といたしましては、冷やかしかからかい、あるいは嫌なことを言われる、嫌なことをさせられる、あるいは遊ぶふりをしてたたかれるなどといったものとなっております。さらに、その後の対応におきましては、いじめる側の児童生徒、いじめられる側の児童生徒ともに、その保護者に報告するとともに、学級担任やほかの教職員が慎重に状況を聞き、全てその事案につきましては解消している状態でございます。また、委員会としては、いじめ防止対策支援事業を実施し、学校での研修会の開催、あるいは、いじめの早期発見のためのいわゆるQUテストを年2回行っております。

以上となっております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） それでは、このいじめというのは各所でありまして、本当に自殺などにもなるケースもいっぱいありまして、本当に世間を騒がせたこととございますので、この町ではどうなのかなというのがちょっとまた疑問に思いまして、ちょっとお聞きいたしました。

それで、先日私もある講演会に行きまして、それは人身取引というものの問題の講演会なのですが、その人身取引で、実際にはそこで買春みたいなのがされた例なのですが、買春ですか、売春ですね。その大本はいじめにあったということが、その人身取引の講演会の中の例で挙げてありまして、それはどういうことかといいますと、いじめ、中学生なのですが、売春することによって友達はいじめない、いじめられたのがいじめられなくなった。だから、何回かそうしてしまったらしいのですが、しかし、その子はほかのNPO法人で救済の施設があるのですが、そこに紹介されて何とか立ち直る方向に行ったのですが、その大本はいじめにあったということをお聞きいたしまして、改めて、命を迫りやるものもありますけれども、自分の身の危険になるものもあるということで、特にそれは女性の話でしたから、本当に大変なことだと思ったわけです。そういう悲惨なことにならないにしても、いじめは本当によくありませんので、何とかなくしていきたいなという思いで聞きました。

今お聞きいたしますと、小学校で15件、中学校で4件あったということで、どうでしょうか、これが多いか少ないかというのはちょっと私もわからないのですが、本当はゼロになるのが一番いいのかなと考えておりますけれども、そういう意味で、今、でもお聞きいたしますと、先生方の研修もしているということでございました。私はこの大本にあるのはやはり人権の問題かなという気がいたしまして、この人権、そしてまた道徳の教育、先ほどほかの議員さんもおっしゃっていましたが、道徳の教育もあるかと思えます。そうした人権の教育とか道徳の教育というのは、どの程度行われているのか、そして先生の研修というものも、どういう内容で、どのぐらい行われているのかということとをちょっと補足してお聞きいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷正美君） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、当町におきます教職員に対する研修につきまして、まずお答えいたします。各小学校ともに、先ほど次長のほうからもお話ししましたが、各小中学校にいじめ防止基本方針をもとにした定期的な研修、またいじめに関する校内研修ツール、いわゆる自己点検シートというものを使っての研修、また先ほどの答弁で申し上げましたQUテスト、つまりいじめを早期に発見するというテストを、先ほども言いましたけれども、年に2回実施しております。そういったことで、いじめに関するアン

ケートなども行いまして、その結果をもとに職員全体でいじめの実態を把握し、対応の仕方の研修等を行っている次第でございます。

さて、児童生徒に対しましての人権の教育といたしましては、まず行っておるのは、人権標語の作成、そして人権についての作文、さらに人権擁護委員によります人権教室の開催、道徳の時間の教材としまして、新たに「新しい道徳」というふうな教材になったわけなのですが、それを活用して善悪の判断などの規範意識を身につけることを図っている次第でございます。また、総合の時間では、人権集会の開催などを行っているところでございます。さらに、そういったところで人権教育推進にこれからも邁進していきたいと考えておる次第でございます。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） ちょっと余計なことになるかもしれませんが、先生方の研修として、あるいは子供たちの暴力防止、あるいは人権を尊重するという意味の教育の内容として、カップ（CAP）という組織がありまして、ここでいろいろなスキルを学ぶ子供たち自身が、幼児から人権の意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識やスキルを身につけるよう指導する、それぞれ幼稚園からあるらしいのです、幼稚園とか小学校、それから中学校と、それぞれのプログラムがある、そういう、これNPO法人か何かになっていると思いますけれども、そういうスキルを教える組織なのですけれども、こういうものを取り入れている学校もあるやにお聞きいたしますので、ぜひそういうものもちょっと取り入れるのもいいのかなど。

カップ（CAP）というのは、チャイルド・アザルト・プリベンションという略なのですけれども。子供の人権を小さいうちから守っていくという、そういう意味です。もちろんアメリカからスタートした運動なのですけれども。こういうものはどうでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。多分以前議員のさんの中でもどなたか質問されたかなと思いますけれども、ご存じでしょうか、あるいは取り入れる気持ちがあるかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷正美君） 貴重なご意見ありがとうございます。早速勉強させていただいて、ぜひ取り上げるような方向で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 稔君） それでは、追加説明を求めたいと思います。

教育次長。

○教育次長（野村美喜男君） 補足をさせていただきます。

私もちょっと内容がよくわかりませんので、よく詳細に検討させていただいて、可能かどうか担当課長と学校関係者とよく協議させていただいて、検討したいと思います。よろしく願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

内海和子君。

○12番（内海和子君） 質問ではありませんけれども、せっかく教育長さんいらっしゃるの、こういったいじめやなんかの問題、非常に世間を騒がせている大きな問題であると思いますので、一般的なあれで結構ですけども、どんなお考えで、どういう方向にいくのか、私は限りなくゼロに近くしていただきたいと思っておりますので、ちょっとご意見をお聞きしたいと思えます。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（増田雅一君） それでは、いじめ問題につきまして、ちょっと所感を述べさせていただきますと思います。

いじめにつきましては、必ずどの学校でも発生の可能性がある。または大人の世界にだってあるのではないかなというふうに認識しております。ただ、先ほど道德のところでも申し上げましたけれども、やはり人が他者とともに生きていく社会を、これから健全に生きていく社会をつくっていく中で、子供たちが相手の立場を認識して、思いやりの心を持って生活していくことが大事なのだらうなと思っております。だからいじめ問題、内海議員さんのおお、当然人権の問題、そしてその道德教育の教科化につきましても、そこが発端というふうに聞いておりますので、非常に重要な問題かなと思っております。当然いじめはないにこしたことはないのですけれども、そうならないような教育、そしてもう一つは、やはり子供たちを取り巻く社会全体で、つまり大人も規範意識、それから他人を思いやる心、そういったものも涵養していく必要があるのだらうなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関 稔君） 町長より追加説明をしたいというのでございます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） 先ほどは前向きにという話がございましたが、やはりこれは町としても取り組む、先ほど言われたのは多分「カップ」なのではなくて「キャップ」なのかと思うのです。CAP、キャップだと思うのです、プログラム。暴力防止のプログラムです、ロールプレイング。それにつきましても、やっている自治体がありますので、そういったところもうちの教育委員会のほうで検討していただいて、もしそれで本当に効果があつて、いいものだという形になったときには取り入れていくような形で、一応検討をぜひさせていただければと思えますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対して質問ございますか。

〔「ございません」と言う者あり〕

○議長（関 稔君） 以上で内海和子君の一般質問を終了いたします。